

仙台版図柄入りナンバープレート普及促進協議会規約

(名 称)

第1条 本会は、仙台版図柄入りナンバープレート普及促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、仙台版図柄入りナンバープレートに対する市民全体の気運を盛り上げ、図柄入りナンバープレートの普及促進を図り、もって仙台市の都市イメージを向上させ、観光振興及び地域振興に寄与することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民への情報提供に関する事
- (2) 会員団体相互の連携・情報共有に関する事
- (3) その他、仙台版図柄入りナンバープレートの普及に必要な事項に関する事

(組 織)

第4条 協議会は、別表第1に掲げる団体をもって組織する。

- 2 協議会は、その議決により、協議会を構成する団体を新たに加えることができる。

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

2 会長は、仙台市長をもって充てる。

3 副会長は、協議会の同意を得て会員団体の中から会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(顧 問)

第7条 協議会に、顧問を置く。

2 顧問は、国土交通省東北運輸局長をもって充てる。

3 顧問は、必要に応じて協議会の会議に出席し、かつ、随時発言することができる。

4 顧問の任期は、協議会が解散する日までとする。

(会 議)

第8条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

(案)

- 2 会議は、会員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 4 会長は、必要がある場合には、会議に会員、顧問以外のものを出席させ、意見を求めることができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による団体の追加その他会長が特に必要があると認めた議事については、書面により議決することができる。この場合において、当該議事は、会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、仙台市まちづくり政策局内に事務局を置く。

- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が定める。

(設置期間)

第10条 本会の設置期間は、第2条に定める目的達成の日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成30年8月31日より施行する。

(案)

別表第1 (構成団体)

団体名
仙台市
一般社団法人 日本自動車販売協会連合会宮城県支部
仙台商工会議所
国土交通省東北運輸局宮城運輸支局
独立行政法人 自動車事故対策機構仙台主管支所
軽自動車検査協会宮城主管事務所
宮城県軽自動車協会
一般財団法人 日本自動車査定協会宮城県支所
一般社団法人 日本自動車連盟宮城支部
一般社団法人 宮城県自動車協会
一般社団法人 宮城県自動車整備振興会
一般社団法人 宮城県レンタカー協会
公益社団法人 宮城県トラック協会
公益社団法人 宮城県バス協会
宮城県中古自動車販売協会